

令和2年度第2回

青梅市都市計画審議会

議 事 録

【HP掲載・窓口閲覧用】

令和2年度第2回青梅市都市計画審議会議事録

○ 開催日時 令和2年12月23日(水)午前9時30分

○ 会場 青梅市役所 議会棟3階 大会議室

○ 出席者(19人)

委員(19人)

中井 検 裕 会長

阿部 悦 博 委員

ぬのや 和 代 委員

榎 澤 誠 委員

山 内 公美子 委員

小 澤 順一郎 委員

西 浦 定 継 委員

桑 嶋 康 雄 委員

村 岡 恒 典 委員

山 崎 紘 美 委員

井 上 たかし 委員

ひ だ 紀 子 委員

山 田 敏 夫 委員

森 村 隆 行 委員

野 崎 啓太郎 委員

後 藤 広 治 委員

古 賀 崇 司 委員

岡 井 敦 委員

加 藤 仁 志 委員

○ 欠席者(0人)

○ 説明のため出席した者の職氏名(5人)

市 長 浜 中 啓 一 都市整備部長 木 村 文 彦

拠点整備部長 水 信 達 郎 拠点整備課長 森 田 和 洋

農業委員会事務局長 小 峰 啓 一 都市計画課長 川 島 正 男

都市計画課計画係長 川 島 岳

令和2年度第2回青梅市都市計画審議会議事日程

- 1 市長あいさつ

- 2 委嘱状の交付

- 3 説明者の職氏名の報告

- 4 会長の選任等について
 - (1) 会長の選出
 - (2) 会長職務代理者の指名

- 5 議事録署名委員の指名

- 6 諮問事項
 - (1) 多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（東京都決定）
 - (2) 青梅都市計画 都市再開発の方針の変更について（東京都決定）

- 7 その他

(都市計画課長)

定刻になりましたので始めさせていただきます。

開会前ですが、本日の会議資料について、本日お配りしてあります資料リストにより御説明いたします。

初めに、

資料 1 (1) 多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更スケジュール

(2) 青梅都市計画 都市再開発の方針の変更スケジュール

資料 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）および都市再開発の方針（原案）に対する意見の概要

資料 3 - 1 都市計画区域マスタープラン〈サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり〉の概要

資料 3 - 2 多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）〈サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり〉

資料 4 青梅都市計画 都市再開発の方針（案）

資料番号は附ってございませんが、

「青梅市都市計画審議会委員名簿」

「令和 2 年度第 1 回青梅市都市計画審議会議事録」

となります。

次に、本日配布させていただいた資料となります。大変申し訳ありませんが、事前に郵送にて配布させていただきました「資料 1」につきましては、記載内容の一部に誤りがありましたので、本日、御手元にお配りさせていただいた、資料 1 の上に「差替え」と表記しているものに差し替えさせていただきますと存じます。

御手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

資料につきましては、次第の他、7 種類です。

不足の資料がありましたら、事務局までお申し出ください。

なお、本日の審議会開催にあたりましては、学識経験者の方々が任期満了となり、新たな委員として選出されております。そのため、現在、会長および会長職務代理者が不在となっております。

そこで、会長が決定するまでの議事進行につきましては、学識経験者選

出の審議会委員として、年長者であります委員に仮の議長をお願いし、進めていただきたいと存じます。

それでは、委員、議長席の方へよろしくお願いいたします。

また、本日の審議会におきましては、新型コロナウイルス感染症の観点から、発言をいただく際は、マスク着用にてお願いいたします。

○ 開 会

(仮議長)

仮議長の選考基準については、個人的には異議ありでございますが、皆さんよろしければ、務めさせていただきます。

皆さんの御協力をいただき、無事に席に戻りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、令和2年度第2回青梅市都市計画審議会を開会いたします。

議事日程に従い、議事を進めます。

1 市長あいさつ

(仮議長)

初めに、市長より御挨拶をお願いします。

(市長)

皆さん、おはようございます。

委員の皆様方には、お忙しいところ、令和2年度第2回青梅市都市計画審議会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、日頃より、青梅市の都市計画行政に対しまして、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の当審議会を迎えるにあたりましては、審議会委員のうち、学識経験者の委員および市民委員の方々が、2年間の任期満了を迎えられております。

学識経験者選出の、東京都議会議員、青梅商工会議所会頭、西東京農業

協同組合代表理事組合長、東京工業大学教授、明星大学教授におかれましては、引き続き委員をお願いいたしました。

市民委員につきましては、公募により、お二人に委員をお願いすることとなります。

また、臨時委員には、農業委員会会長の改選により、新たに就任されましたので、委員をお願いするものです。

委員の方々におかれましては、今後とも、よろしく申し上げます。

さて、本日の諮問事項でございますが、2件あります。

「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、および「青梅都市計画 都市再開発の方針の変更について」であります。

2件とも、東京都から青梅市に意見照会がなされたものであります。

詳細につきましては、のちほど担当から御説明申し上げますが、いずれも、青梅市の都市計画にとって重要な案件でありますので、慎重に御審議をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

(仮議長)

ありがとうございました。

2 委嘱状の交付

(仮議長)

続きまして、議事日程2 委嘱状の交付を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

(都市計画課長)

学識経験者および市民委員の方々が任期満了となり、また、臨時委員である農業委員会会長の改選が行われております。これにより、学識経験者、市民委員、臨時委員に委員をお願いするものです。

委嘱状については、本来ならば、市長より直接お渡しするところですが、新型コロナウイルス感染症対応として、あらかじめ机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、御了承願います。

(仮議長)

本来であれば、ここで、委嘱を受けられました委員より、一言御挨拶をいただくところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、省略させていただきます。

3 説明者の職氏名の報告

(仮議長)

続きまして、議事日程3 説明者の職氏名の報告を事務局よりお願いします。

(都市計画課長)

本日出席しております説明者は、都市整備部長、拠点整備部長、拠点整備課長、農業委員会事務局長、都市計画課 計画係長、そして、私、都市計画課長でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

4 会長の選任等について

(1) 会長の選出

(仮議長)

続きまして、議事日程4 会長の選任等についてです。

当審議会の会長につきましては、当審議会条例第4条第1項の規定にもとづき、学識経験者の委員のうちから互選により定めることとされています。

学識経験者の委員のどなたかを推薦いただき、皆様にお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

<異議なしの声>

(仮議長)

それでは、どなたか推薦の御発言はありますでしょうか。

(委員)

はい、議長。

(仮議長)

はい、お願いいたします。

(委員)

私は、東京工業大学の教授であります委員を推薦します。

委員につきましては、都市計画を専門とされており、皆様御存知のとおり高い見識を持たれております。これまでも、国や自治体の都市計画など数多く携われており、青梅市におきましても、当審議会委員を長く務められ、会長を約7年務めていただいております。

また、都市計画以外にも、景観や下水道など様々な計画策定に携われており、青梅市の状況をよく御理解いただいております。

このような理由から、当審議会の会長には最適任だと思っておりますので、委員を会長に推薦するものであります。

以上であります。

(仮議長)

はい。ただ今、委員より御推薦がございました。

ただ今の、委員を推薦する御発言について、他に御意見ございますでしょうか。

(委員)

<異議なしの声>

(仮議長)

ありがとうございます。

「異議なし」とのことですので、委員に当審議会の会長をお願いいたし

ます。

それでは、会長が決定しましたので、会長に議長をお願いいたしまして、私の務めは終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩といたしますが、その場でお待ち下さい。

(都市計画課長)

ありがとうございました。

ここで、事務局より御報告申し上げます。

誠に申し訳ありませんが、市長は、他の公務の都合により、ここで退席させていただきますので、御了承ください。

< 休 憩 >

(会 長)

再開させていただきます。

当審議会の会長を仰せつかりました。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

(2) 会長職務代理者の指名

(会 長)

それでは、(2) 会長職務代理者の指名に移ります。

会長職務代理者につきましては、青梅市都市計画審議会条例第4条第3項において、「あらかじめ、会長が指名する」旨が規定されております。この規定にもとづき、職務代理者を指名させていただきます。

学識経験者選出の委員に、職務代理者をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委 員)

< 異議なしの声 >

(会 長)

ありがとうございます。

それでは、委員、よろしく申し上げます。

5 議事録署名委員の指名

(会 長)

続きまして、議事日程 5 議事録署名委員の指名に移ります。

議事録署名委員につきましては、議長のほかに議長が指名する委員を名簿記載順に指名しております。

本日の審議会の議事録署名委員については、委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

6 諮問事項

(1) 多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（東京都決定）

(会 長)

それでは、議事日程 6 諮問事項に移りたいと思います。

本日の諮問事項は 2 件でございますが、1 件目が多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、2 件目が青梅都市計画 都市再開発の方針の変更でございます。

諮問書の朗読は省略し、諮問内容について、担当より御説明を願います。

また、要旨につきましては、関連しますので一括で御説明をお願いしたいと思います。

それでは、初めに、多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、御説明をお願いいたします。

(都市整備部長)

議長。

(会 長)

はい、都市整備部長。

(都市整備部長)

それでは、本日の諮問事項であります(1)多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、ならびに(2)青梅都市計画 都市再開発の方針の変更についての要旨につきまして、一括して御説明申し上げます。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画区域マスタープランとも呼ばれるもので、都市計画法第6条の2にもとづき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものであります。

次に、都市再開発の方針についてであります。

こちらは、都市再開発法第2条の3にもとづき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであります。

どちらの方針も、今回の変更につきましては、東京都が令和元年12月に策定をいたしました『「未来の東京」戦略ビジョン』で示す方向性や平成29年9月に策定をした『都市づくりのグランドデザイン』を踏まえるとともに、この間の社会経済情勢の変化や国の動きなどを反映しつつ、変更しようとするものであります。

それぞれの方針(案)が、東京都において、ここで取りまとめられ、市への意見照会がありましたので、本日、当審議会にそれぞれ諮問をさせていただくものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長より御説明いたしますので、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、お願いします。

(都市計画課長)

それでは、多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方

針の変更について御説明申し上げます。

ここでは、お手元の資料 1、資料 2、資料 3—1 および資料 3—2 を使って御説明します。

まず、資料 1 をご覧ください。

こちらは、A4 横判となりますが、表題部のうち、(1) 多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更スケジュールとしてご覧ください。

当該都市計画の決定権者は、東京都であります。

東京都から示されたスケジュールをもとに、上段部に年度と月を、その下の枠内には東京都の事務関連を記載し、最下段の枠内に青梅市が行う手続きを記載したものとなっております。

最下段の枠内で、12月の列に点線で囲われた中に記載された黒い丸印のところが、本日の当審議会を指しています。

その上の段の7月部分に移っていただきますと、東京都では7月1日から15日までの期間で、前回の当審議会でお示した原案をもって16条縦覧およびパブリックコメントを実施しております。

その右側となりますが、8月14日から21日にかけては、都庁などにおきまして、都市計画法第16条にもとづく都市計画公聴会を東京都が開催しております。

その後、9月7日には、第230回東京都都市計画審議会に原案をもって中間報告が行われたと伺っております。

東京都では、これらの手続きの中で出された意見等を踏まえ、原案から修正した都市計画案を作成し、11月13日に都市計画法第18条にもとづく関係市町村への意見照会がなされております。

この都市計画案につきましては、12月2日から16日までの期間をもって、都市計画法第17条にもとづく(案)の公告・縦覧が行われております。

本日は、都からの意見照会に対する市の回答に当たり、都市計画(案)を当審議会にお諮りするものでございます。

なお、上段の右側となりますが、当該都市計画変更の決定は、令和3年2月に予定されている第232回東京都都市計画審議会へ付議がなされ、今年度末の令和3年3月が予定をされております。

続きまして、資料2をご覧ください。

こちらは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）および都市再開発の方針（原案）に対する意見の概要として、東京都が実施したものをまとめております。

1点目は、パブリックコメントでの意見についてです。

(1)の対象は、都市計画区域の整備 開発及び保全の方針です。

(2)は、意見募集期間であり、令和2年7月1日から15日まででした。

(3)は、意見の総数であります、153件寄せられております。

ここで資料2を1枚めくっていただきたいと存じます。

こちらからは、A4横判となっております。

寄せられた意見に対しまして、意見の概要の要旨ごと、13種類に分けて、表内の左側には意見の概要を整理し、右側に都の見解、対応がまとめられておりまして、1ページから62ページまで、都市計画（案）の項目に則した整理がなされております。

このパブリックコメントにて寄せられた意見を分類した中で、特に意見が多かったものは、1ページから13ページにかけて記載されている「新型コロナウイルス感染症を踏まえた見直し等について」の30件と、38ページから58ページにかけて記載されている「特色ある地域の将来像について」の57件であります。

いずれも、青梅都市計画区域について直接該当する意見等はありません。次に、資料2の表紙にお戻りください。

2点目として、都市計画公聴会での意見についてです。

(1)の対象は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）および都市再開発の方針です。

(2)の縦覧期間は、令和2年7月1日から15日まででした。

(3)の公述申出期間は、(2)と同一です。

(4)では、開催日時、場所、公述人に関して、表にまとめられておりまして、8月14日から21日にかけて、記載のとおり、合計17の方が公述意見を述べられております。

なお、表の欄外にも記載してありますように、多摩部については、公述の申出がなかったため、開催は中止となっております。

つきましては、公聴会における公述意見については、区部および島しょ部に関してのものとなりますが、資料2の後ろ63ページから80ページにかけて、種別ごとにまとめられたものを参考として添付してございます。

それでは、資料3-1 都市計画区域マスタープラン <サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり> の概要をお開き願います。

こちらは、A3横判4枚となります。

この概要版は、東京都が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）のため、東京都全域を対象として策定されたものであります。

なお、これ以降は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を都市計画区域マスタープランと呼ばせていただきます。

文章中に赤字で表記がなされているところは、加筆、修正箇所でありまして、原案の際はA3横判3枚であったものが4枚となっております。

また、資料3-2、こちらは、多摩部19都市計画の都市計画（案）本編となりますが、同じく文章中に赤字で表記がなされているところは、加筆、修正箇所となります。

この都市計画（案）につきましては、かなり多くの加筆、修正等がなされておりますので、まず、その背景について御説明します。

東京都では、サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくりに向け、現在、東京の都市の将来像と、その実現に向けた道筋を示す都市計画区域マスタープランの改定への検討を進め、先ほどのパブリックコメントおよび公聴会にて都民の皆様から意見を募り、そこでも多く述べられた点であります、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化を踏まえた都市づくりの方向性について、各方面の有識者からも意見を伺い、これらを踏まえて、この都市計画（案）が取りまとめられているとのことでもあります。

主な変更点を資料3-1、概要版の方で説明をさせていただきます。

まず、1ページのタイトル部分をご覧ください。

都市計画区域マスタープランの後ろに、サブタイトルとして、赤字で、<サステナブル・リカバリー 東京の新しい都市づくり>が加筆をされました。

サステナブル・リカバリーとは、持続可能な回復と訳されるそうです。

そこより下の1ページでは、2行目に記載がありますように、「第1 改定の基本的な考え方」がまとめられています。

1ページ左側の中段には、四角で囲われた中の赤字の所がありますが、原案の時には右側の括弧内の黒字が章タイトルでありましたが、今回の都市計画（案）では、コロナ危機を踏まえた未来の東京をメインとする加筆が行われました。

このような章ごとのタイトル部は、この後も全て四角で囲われているところではありますが、都民目線で分かりやすいよう工夫するという観点で、新たなメインタイトルが加筆をされております。

次に、12行下をご覧ください。

太字になっている都市づくりの戦略の文字のところがあります。

先進的な取組を進めていく例として、赤字の部分のとおり、3つの例が追加で示されております。

1ページの右側には、新たな項目として新型コロナ危機を契機とした都市づくりの方向性が7点まとめられています。

次に、1枚おめくりください。

2ページの1行目のところからは、「第2 東京が目指すべき将来像」がまとめられています。

2ページ左側の2行目にある四角で囲われているところですが、原案の時には黒字の部分の東京の都市構造という章タイトルでありましたが、ここでは、世界から選択される都市の実現に向けてをメインとする加筆が行われております。

中段部に移っていただくと、同じように、原案のときには黒字の部分の地域区分ごとの将来像という章タイトルでありましたが、ここでは、人が輝く都市、東京に向けてをメインとする加筆が行われております。

その4行下からとなりますが、ここでも誘導の方向として、赤字の部分のとおり、2つの例が追加で示されております。

その下の行となりますが、従前は括弧内の特色ある地域の将来像でありましたものに、人が輝く東京の個性ある地域づくりというメインの章タイトルが加筆をされております。

次に、2ページの下段の枠のタイトル部には、「第3 東京の都市づくりの枠組み（区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針）」がありま

すが、赤字の部分が加筆されております。

次に、1枚めくっていただき、3ページをご覧ください。

ここからは、「第4 主要な都市計画の決定の方針」がまとめられております。

3ページ左側の3行目にある四角で囲われているところですが、原案の時には、「1 土地利用に関する方針」だけでしたが、ここでは、多様な住まい方・働き方を支える都市づくりをメインとする加筆が行われております。

その下に記載されている当該方針を進める例として、赤字で記載されている丸から始まる2項目が追記をされたところでは、

また、3ページ左側の中段部となりますが、原案の時には、「2 都市施設の整備に関する方針」だけでしたが、ここでは、ゆとりある回遊性を支える都市施設をメインとする加筆が行われております。

その下に記載されている当該方針を進める例として、赤字で記載されている丸から始まる4項目は追加されたところがございます。

3ページ右側に移っていただき、以下同様に四角で囲われているところですが、頭文字が数字で始まる3、その5行下にいきまして4、中段部からの5、その13行下の6に対しまして、都民目線で分かりやすいよう工夫するという観点で、各方針の名称に新たなメインタイトルが加筆をされております。

次の4ページにつきましては、前回の3ページにあった参考附図として、同じものが4つ掲載されております。

資料3-1、概要版につきましては、以上とさせていただきます。

次に、資料3-2 多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）をご覧ください。

こちらの本編でも、赤字部分が加筆された変更点となっております。

1ページから73ページまでの文章的なところは、区部および島しょ部と、ほぼ共用になっているところであります。

お手数をおかけいたしますが、74ページをお開きください。

ここからは、多摩部19都市計画に関する具体的な内容となります。

1行目の人が輝く東京の個性ある地域づくり（特色ある地域の将来像）として、各都市計画区域に関する将来像がまとめられております。

このページ以降の記載内容には、原案からの変更点は1つもありません。それでは、青梅都市計画区域のところを見ていただきたいので、86ページをお開きください。

86ページの最下段の枠内から87ページにかけて、(2)多摩広域拠点に属する青梅都市計画区域について記載がされています。

左側の枠内が、地域でありまして、右側の枠内には将来像がまとめられております。

次に、5枚めくっていただきまして、96ページをご覧ください。

中段部から下が、(3)自然環境共生域に属している地域となりまして、青梅都市計画区域と、秋多都市計画区域だけが対象となります。

ここの記載内容も原案からの変更点はありません。

大変雑駁な説明で申し訳ありませんが、都市計画(案)についての説明は以上となりますが、引き続きまして、前回、7月8日に開催した当審議会開催時の、委員より頂いている意見等2点に対して、ここで御説明をさせていただきたいと存じます。

1点目は、委員から御指摘をいただいたものですが、お手元の資料3-2の本編、33ページをお開きください。

左端の枠内で、最下段から3つ上に、青梅とあります。こちらの表内では、青梅都市計画区域の産業の就業構造が左側2015年、右端が2030年として想定されております。

その第一次産業の2030年想定「0千人(0.0%)」につきまして、従事者が全くいないことになってしまうのではと、表現の仕方を工夫できないかという点でありました。

東京都に確認したところ、都の見解は、今回のデータ集計においては、一定の処理ルールで行っているため、端数処理で行った「0千人」の内訳は0.0%になってしまいます、との回答でありました。

次に、2点目として、委員から要請のあったところですが、資料3-2の87ページをお開き願います。

表の中の青梅都市計画区域の将来像の記述のうち、右側3段目の枠内となります。

青梅インターチェンジ周辺に関して、東京都の姿勢が変わったとの件であります。

東京都によれば、平成元年に、圏央道の都市計画決定を行ったことに伴い、都市計画区域マスタープランの前身である市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針、いわゆる整・開・保の方針において、青梅インターチェンジ周辺の土地利用方針を、農林漁業との調整を行い、市街化区域への編入するものとしており、その後、法改正に伴い、整・開・保の方針が、都市計画区域マスタープランに改定されるなど見直しがありました。現在も、この方針に変わりはないとのことであります。

説明は以上となります。

(会 長)

説明は以上でございます。

それでは、委員の皆さんから御質問や御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

(委 員)

それでは、東京都が定める今回の都市計画区域マスタープランと、市が定める都市計画マスタープランの役割の違い、関係性などについて、もう一度改めて御説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(都市計画課長)

都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2にもとづき東京都が広域的な一体性を確保する上で配慮すべき事項について定めるものです。

一方、市が定める都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2にもとづき、市が地域に密着した都市計画に関する事項について定めるも

のとなります。

なお、市が定める都市計画マスタープランは、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想、いわゆる総合長期計画ならびに都市計画区域マスタープランに即して定めるものであります。

(会 長)

委員。

(委 員)

そうすると、今、御説明のあったとおり、青梅市の都市計画マスタープランは、市議会の議決を経て定められたということですよね。それに即して策定されているわけですから。

今回の審議案件である東京都が定めるこの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更については、青梅市総合長期計画および青梅市都市計画マスタープランに記載されている内容が反映されるべきであると思いますが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

委員がおっしゃられるとおりでございます。

(会 長)

委員、どうぞ。

(委 員)

そのような理解で、今回のこの多摩部19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてを改めて見た場合に、具体的な記載内

容は、どのような状況になっていますか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

都市計画法第6条の2、第2項第2号に示されております都市計画区域マスタープランに記載すべき都市計画の目標においては、青梅都市計画に関わる部分では、青梅市都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標と整合が図られているものと捉えております。

具体的な部分で申し上げますと、資料3-2の本編の74ページ以降にまとめられている、人が輝く東京の個性ある地域づくり（特色ある地域の将来像）でございます。

ここの、青梅都市計画区域について記載されている86ページおよび96ページの記載内容と、青梅市都市計画マスタープランにまとめられているまちづくりの目標の中にある将来都市構造で示された拠点部分が、同様な記載内容になっているところであります。

(会 長)

他はいかがでしょうか。

委員。

(委 員)

私も初めてなもので、この都市計画区域マスタープランについて、確認をいたします。

先ほど御説明のあったところですが、青梅市都市計画審議会で行われている協議、諮問を受けて、今日、答申を返し、それにもとづいて青梅市として東京都に対して意見を送る。これが都市計画法第18条で定められた手続きの流れになるということによろしいですか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

この都市計画につきましては、東京都が決定するものでありまして、委員のおっしゃられた都市計画法第18条により、関係市町村に意見を聞くというふうに定められてございます。

市といたしますと、その意見照会に回答するに当たり、市長の諮問機関であります青梅市都市計画審議会にお諮りをし、答申をいただいた中で、東京都の方へ回答を進めていきたいと考えているところです。

(会 長)

委員、どうぞ。

(委 員)

今日、皆さんで議論をして、その結果、青梅市として東京都に意見を送ると。さらに東京都では、このスケジュール表にありますけれども、令和3年2月3日に東京都都市計画審議会を開いて決めていくということですね。

それで、前は6年前だったようですが、その時は青梅市としてどのような意見を送ったのか、これを教えていただきたいと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

前回、東京都へ市から発出した文章の原文で読ませていただきます。

「計画案のとおり決定することに異議ありません。」との記載であります。

以上です。

(会 長)

はい、委員。

(委 員)

分かりました。

私も発言したことは覚えていますが、7月の当審議会で原案について皆さんで議論をしましたが、今、御説明がありましたけれども、かなり内容が変わったわけです。

この原案が、このタイミングでここまで大幅に変わってくるというのは珍しいことかと思えますけれども、東京都が7月に行った縦覧でその意見等を踏まえたり、また新型コロナウイルスのこともあって、それを受けてかなり変更したというふうに受け止めております。

ただ、正直な感想としては、非常に分かり難い点が多々あります。

例えば、先ほどの資料3-1の概要版のタイトルにもなっているサステナブル・リカバリー、辞書を引かないとどういう意味かわからない言葉だったり、また、1ページ目の一番下には「リアルとバーチャルをハイブリット化する」とあります。具体的に都政としてどういうふうに表れてくるのか、想像はできますけれども、とても分かり難いです。

一例として、これはこういうことに表れてくるという説明が東京都からあったのか、あるいは青梅市としてはこのように考えているとか、そういったものがあれば教えていただきたいと思えます。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

委員のおっしゃられたとおり、赤字部分の変更点が、かなり多岐に及んでいますが、一つ一つについて東京都から解説を受けている状況ではありませんので、分かりかねるところでございます。

(会長)

はい、委員。

(委員)

伺いたい内容が色々ありますが、一極集中が社会問題となっている中で、それがさらに進められていくという方向性は変わらない、という印象を受けています。

例えば、資料3-1の概要版1ページ目、右側の一番上ですが、「新型コロナ危機を契機とした都市づくりの方向性」の中で、「都市の持つ集積のメリットは生かし」というふうに言いながら、「三密を回避し」と文章が続いていきます。私はこれを見て、非常に矛盾した内容にも思えるのですが、その辺りの方針は変わっていない、というように感じました。

それで、私ばかりが聞いていると時間もかかってしまいますので、もう一つだけ、この点について説明がなかったのかと思うのが、外環道です。

資料3-1の図にもありますけれども、外環道を含めた三環状道路、こういったものが都市づくりで位置付けられてきたと思いますが、10月でしたか、大変な陥没事故がありました。この点について、果たしてこれでいいのかと大いに疑問が生じたと思います。

たまたま、一つ事故が起こったというだけではなく、既に、非常に密集した都市部に新たな高速道路を通そうとした、外環道でやるしかないということだったのかと思いますが、そのことによって、ああいった影響があったわけですね。

その辺りについて、東京都の考え方、説明などはありませんでしたでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

東京都からは、そのような説明は受けていないところであります。

(会 長)

委員。

(委 員)

かなり新型コロナウイルスの影響が入った新たなマスタープランということですが、都市計画法第6条で、都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として、様々な指標、交通量なども含めて調査をして、内容について関係市町村に通知しなければならない、ということが定められております。おおむね5年に一度ですから、そのタイミングがいつなのか、私には分かりません。

ただ、新型コロナウイルスの影響で、交通量とか、あるいは人の動き方、考え方も大きく影響を受けていると思います。そういったことも、20年を目途にした計画ですから、反映させていけたらいいと私は思うのですが、その点について、直近ではどのようになっていますでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

今、委員がおっしゃられました、都市計画基礎調査につきましては、平

成30年だったと思いますが、市が協力をしながら、東京都でまとめられています。

また、そういったものが、都市計画へ反映というところにつきましては、若干遅れてくると捉えているところです。今回のこの計画案につきましては、それが具体的に生かされたものかどうかは、図りかねるところがごさいます。

以上でございます。

(会長)

委員。

(委員)

新型コロナウイルスの問題が顕著になってから1年ぐらいになりますが、ただ、まだ1年でもあるので、ここにそのまま反映されているかどうか分かりかねる、というのも分かります。

ただ、7月の縦覧に対する意見でも、かなり新型コロナウイルスのことを心配されている声が多いです。単に今、新型コロナウイルスの問題の対処というだけではなく、東京の都市づくりという観点で、考え方や色々な意見があるということを感じました。

前回の当審議会では、青梅市今井の土地区画整理について、私も懸念点などをお話ししましたので、今の段階では割愛をいたします。しかし、このまま進んでいって、令和3年2月3日にこのマスタープランを決めてしまうというのは大丈夫なのだろうか、というのが率直な印象です。

これは、東京都の都市計画審議会で行われることですから、その日程をこちらが言う事ではないかもしれませんが、せめて、青梅市の意見として前回のような「異議ありません」だけではなく、新型コロナウイルスの問題についての対応、実態の調査の反映、そういったことがより適切にされるようにと、このくらいの意見は付けるべきではないかと思います。

これは私の意見ですが、この点について、市のお考えなどがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

委員がおっしゃられた観点で見ますと、都市計画基礎調査が行われたのは新型コロナウイルスの影響が出る前になりますので、それとの関係性を見極めて、まちづくりに反映するというのは、時期的に難しかったと思います。

また、東京都では、有識者からも御意見をいただいた中で、今回の改定に向けて進められてきたところがございます。

今回の意見照会の部分につきましては、東京都が定める都市計画区域マスタープランの改定に当たり、市に意見照会があったわけで、その回答を行うため、本審議会に諮問させていただいたところであります。各委員の御質疑や御意見等を踏まえて、当審議会として一つの答申がまとめられるものと考えております。

なお、意見が分かれるというような場合があったときには、青梅市都市計画審議会条例第5条第4項の規定にもとづきまして、採決により決定をされるものであります。

以上です。

(会 長)

それでは、委員、お願いします。

(委 員)

2つほどお聞きしたい事がございます。

資料3-2の74ページから始まっている各地域の将来像についてですが、他の市町を見ていると、農地ですとか、緑ですとか、自然と調和した良好な住環境というような表現で、将来像を描いている文言が多いのですが、86から87ページにある青梅市には、そういった文言が一切見当たらないと思いました。農林業との十分な調整を行い、というようなことは

書いてありますが、そのような観点から新しい将来像について、提案を追加することができるのかどうか、ということが1点。

もう一つは、木造住宅密集地域ですが、住宅を良好なストックとして再利用していく方向性で、安心安全なまちづくりというような事が書いてある地域も、多々あるように見受けられますが、青梅市には木造住宅密集地域がそんなにないという認識でよろしいでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

今、委員のおっしゃられた、資料3-2に書かれている地域づくりの部分につきましては、青梅市都市計画マスタープランの、拠点の部分を引き合いに出して、具体的に記載をしているようでございます。

その都市計画ごとのボリューム等もありますので、こういった記載になっているというところがあります。

また、木造住宅密集地域等につきましては、具体的には各市の都市計画マスタープランでケアをしていると捉えているところであります。

具体的に、大きな木造住宅密集地域で課題となっているところは、今のところ、青梅市ではかなり少ないと思っております。

以上です。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。

(会長)

他の委員、いかがですか。

それでは、委員、それから、委員の順でお願いいたします。

(委員)

青梅インターチェンジの土地利用方針、これは平成元年から姿勢は変えていないと東京都はおっしゃっています。そういうお答えがありました。

ただ、私が前回の当審議会で指摘させていただいたように、東京都はそれまで、この42ヘクタールの農業振興地域を青梅市が物流センターなどに変えていきたいならば、同じ面積の農業振興地域を確保しなさいという姿勢でずっと来ていたわけです。私は、その姿勢は評価します。

今回、資料3-2の87ページに記載の青梅インターチェンジ周辺、ここに明確に「インターチェンジ周辺では、自然環境に十分配慮しながら、流通業務機能などが集積する拠点を形成」、「市街地整備の見通しが明らかになった段階で、農林業との十分な調整を行い、市街化調整区域から市街化区域に編入し、計画的に市街地を形成」とあります。

農林業との十分な調整を行いとありますが、はっきり言って、同等の面積の農振用地を確保しなさいという方針が無くなってしまったということは、東京都の農業政策の大きな後退だと思っています。

それは、残念ながら、私たちのまち青梅にとっても、農林業、農業が今後どうなっていくかという点で、非常に先が閉ざされた状態になったと、私は感じております。

大体、東京都、各自治体が、国から言われて、農地をこれだけ確保しなさいという目標を持っているわけです。農業振興地域整備基本方針で、それを策定し、目標について達成を目指していくわけですが、青梅市は、市街化区域と市街化調整区域の用途地域を除いたところを、農地の可能性のある土地として807ヘクタール、農用地としては168ヘクタールを確保していくのを、東京都は目標に掲げています。

しかし、この87ページのことを、そのまま進むと、42ヘクタールの農地がこの中から失われるわけですから、東京都が掲げている確保すべき農地の面積が明らかに不足していくはずだと思います。

その辺を、東京都がどういうふうに考えているのか。私は整合性のないことだと感じておりますので、そこが明らかにならないと、私は合意できないと思っております。

意見です。

(会 長)

ありがとうございます。

では、委員、お願いします。

(委 員)

簡単な感想と要望ですが、最初この資料を読んで、やはりサステナブル・リカバリーという言葉は、とても分かりづらいです。ただ、この原案の副題にもついているくらいですから、かなり肝になるワードだとは思っているので、この文書の中に、このタイトルに込めた説明などを詳細に書いていただいた方が、全体がより分かりやすくなると思います。

あと、井上委員との意見にも重なる部分がありますが、加筆修正された部分が、かなり原案の文章と離れた表現が多いと思うので、原案の文章にもう少しなじむ表現にさせていただけたら読みやすいと思います。

内容としては、こうであったらと思う内容が広く網羅されているので、これを受けて、青梅市の都市計画マスタープランを推進していただけたらと思います。

感想のようなもので、すみません。

(会 長)

ありがとうございます。

他の委員の皆さん、いかがですか。

委員、どうぞ。

(委 員)

質問が終わった後に申し訳ございません。意見を述べさせていただきます。

この案件につきましては、今回も含めて活発な質疑が皆さんで行われています。

私も確認の意味を込めて、先ほど質問をさせていただきました。

この間の質疑を踏まえ、私は改めて、今回の都市計画区域マスタープランが、市議会において議決された、青梅市総合長期計画および長期計画に即して定められた青梅市都市計画マスタープランと整合が図られる必要が

あると理解をいたしました。市議会議員の立場からですと、今回のお話は議決されたものであるというところが大前提にあります。

したがって、今回、東京都から示された案は、市の総合長期計画および都市計画マスタープランに即した内容でありますから、都市計画区域マスタープランとして妥当なものと考えますので、意見として申し上げます。

(会 長)

ありがとうございました。

他の委員の皆さん、意見等ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

(委 員)

確認したいのですが、先ほどもお話しした都市計画法第18条で、青梅市として東京都に意見を言う。ただ、その意見は、青梅市の長期計画であるとか、マスタープラン等に整合性があるかどうかだけを聞かれるものではなく、青梅市が自由に意見が言えるものと考えているのですが、それでよろしいでしょうか。

(会 長)

事務局、いかがですか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

今おっしゃられた都市計画法第18条の意見照会につきましては、示された都市計画案に対して市が意見を述べると捉えておりますので、都市計画案の中で具体的に書かれたものを、従前確認をしながら作成をしてきて

いる観点からも、先ほど申しましたように、都市計画案のとおり御決定をいただけるものと認識をしているところであります。

(会 長)

委員。

(委 員)

私の意見は、今お話ししたような、青梅市の既に決まっている長期計画やマスタープランと今回の内容が変わってしまい、整合性がとれないということになれば、当然その意見というのは言うべきだと。

今の段階では、特にそこに違いはないと捉えられているとは思いますが、今日の都市計画審議会でもありましたとおり、新型コロナウイルスというこの未曾有の事態で大きな変化がある中、原案からもかなり内容が変えられ、そして、分かり難いという意見もある。私自身も、一つ一つ言いたいことはいっぱいあります。先ほど、委員も言われたような点ですとか。

ただ、そこに整合性がとれています、ということ意見を言ってもいいとは思いますが、新型コロナウイルスの問題が統計上に現れていないこともある。そういったことは慎重にやっていただきたいということを付け加えるのは、問題ないのではと思っております。最終的には、青梅市の方で意見をまとめるわけですから、そこで判断されることかと思っておりますけれども、私は、この都市計画審議会では、今までどおりの「異議ありません」だけではなく、慎重に検討するように、そういう意見を言うべきではないかと思っております。

(会 長)

ありがとうございます。

他の委員の皆さんはいかがですか。

(委 員)

質問でもいいですか。

(会 長)

委員、どうぞ。

(委員)

質問ですが、資料3-1の4ページ目にある参考附図-9の図になりますが、同じ資料の参考附図-13には「おおむね10年以内に整備する」と書いてありますが、参考附図-9も、10年以内の整備計画として解釈してよろしいのですか。

(会長)

事務局、いかがですか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

資料3-2の49ページに載っているものと、資料3-1の参考附図-9は一緒だと思うのですが、図のタイトルに書かれているとおり、国の交通政策審議会の答申において位置付けられた路線と理解をしているところでもあります。

(会長)

委員。

(委員)

何年後とか、そういうことはないと理解していいのですね。

それと、現在、この辺の地域では、羽村市がモノレール誘致に熱心であったり、昭島市も、最近自治会関係でモノレール誘致についての会を作ったというふうに聞いております。

これは関係ないのかもしれませんが、青梅市の東部にモノレールが通る

か通らないかというのは、都市計画において大きな問題だと思うのですが、その辺について青梅市は、どのような感じで今進んでいるのか、教えてください。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

今、具体的にモノレールの路線というお話がありましたけれども、市内を通る計画というのは、今はないと理解しているところであります。国の交通政策審議会答申の部分につきましては、その答申を受けて、事業者がこれから計画を練っていくと捉えております。

以上です。

(会 長)

よろしいでしょうか。

もう一件、諮問事項もございますので、意見交換はここぐらいまでとさせていただきます。

それでは、「同意できません」と御発言の委員がいらっしゃいますので、青梅市都市計画審議会条例第5条第4項にもとづき、採決をしたいと思えます。

採決の内容は、原案どおり了承する、しないということで採決をさせていただければと思えます。

その後、委員から御提案もございましたので、当審議会として意見を付けるか、それについて若干意見交換をさせていただきます。意見を付けるということであれば、当審議会として付帯意見を付けるということにさせていただければと思えます。

よろしいでしょうか。

(委 員)

はい。

諮問事項の(1)についてですよね。

(会 長)

(1)についてでございます。よろしいでしょうか。

はい、委員。

(委 員)

私が、意見を付けるべきではないかというお話をいたしました。意見が付くかどうかというのは、私にはかなり大事なことです。この案のとおり賛成とした後に、意見が付きませんという話になると、私はただ賛成しただけになってしまう。そこは一体的に審議というのはできないものなのではないでしょうか。

(会 長)

それでは、今、委員からの御発言もございましたけれども、いかがいたしますか。

今の御発言ですと、「案のとおり了承」と、「意見付き了承」、それから「了承しません」ということになりますが、そういう形で行いますか。それとも、私が最初に申し上げたように、意見のあり、なしはまず置いておいて、原案のとおり了承するか、しないかの採決を先に行う。どちらにいたしましょうか。

はい。委員、どうぞ。

(委 員)

議長の最初の意見でよろしいかと思えます。

(会 長)

はい。他の皆さんはいかがでしょう。

(会 長)

御意見はないようですので、最初に私が御提案させていただいたやり方にさせていただきたいと思います。

それでは、青梅市都市計画審議会条例第5条第4項にもとづき挙手により採決をしたいと思います。

1件目でございますので、正確を期するために、もう一度申し上げます。諮問事項(1)多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、当審議会としては了承するというところで賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員)

<挙手多数>

(会長)

ありがとうございます。

賛成多数ということで、了承するということにさせていただきます。

その上で、委員から御発言のございました新型コロナウイルスの関連で、細かい文章そのものは、今すぐ用意することは難しいと思いますが、新型コロナウイルス関係の記述が分かり難いと書くかどうかは別として、都民の皆さんに分かるよう、引き続き分かりやすい御説明の努力をお願いします、というような内容で、委員の趣旨はよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

そういった意見を、当審議会の本答申への附帯意見として付けるということについては、いかがでしょうか。

もし、御異議がないということであれば、そういう意見を附帯させていただきます。他の自治体でも、よくこういう事があるので問題ないと、私は判断しております。当審議会が答申する先は市でございますので、市に対しての附帯意見ということになります。

よろしゅうございますか。

それでは、意見の中身、細かい文言につきましては、私と事務局で相談させていただければと思います。趣旨としては、委員の御発言にございました、新型コロナウイルス関連のところの附帯意見ということにさせていただきたいと思います。

御了承いただけますでしょうか。

(委員)

<異議なしの声>

(会長)

ありがとうございました。

それでは、そのように決めさせていただきます。

次回に、この内容を報告するという形になります。

(2) 青梅都市計画 都市再開発の方針の変更について (東京都決定)

(会長)

それでは、諮問事項がもう1件ございます。

もう1件は、(2) 青梅市都市計画 都市再開発の方針の変更について、でございます。

それでは、事務局よりこちらの説明をお願いします。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

それでは、青梅都市計画 都市再開発の方針の変更について、お手元の資料1、資料2および資料4を使用して御説明申し上げます。

まず、先ほども見ていただきました資料1をご覧ください。

こちらは、A4横判となりますが、タイトル部の2行目にあります、(2)青梅都市計画 都市再開発の方針の変更スケジュールとしてご覧ください。

当該都市計画の決定権者は、東京都であります。

最下段の枠内で、12月の列に点線で囲われた中に記載された黒い丸印

のところ、本日の当審議会を指しています。

その上の段に移っていただき、7月の枠内ですが、東京都では7月1日から15日までの期間で、前回の当審議会でお示した原案をもって縦覧を実施しております。

その下のパブリックコメントの文字の下、中点3つの後ろに（1）と記載しておりますが、これは表題部の1行目に記載している（1）多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更が対象であることを示したものでありまして、（2）の都市再開発の方針の変更では、パブリックコメントを実施をしておりません。

また同様に、9月の列に記載しております第230回東京都都市計画審議会報告も行われていません。

その下、8月14日から21日にかけては、都庁などにおきまして、都市計画法第16条にもとづく都市計画公聴会を東京都が開催しております。

都では、これらの手続を経て、原案から修正した都市計画（案）を作成し、11月13日に都市計画法第18条にもとづく関係市町村への意見照会がなされております。

この都市計画（案）につきましては、12月2日から16日までの期間において、都市計画法第17条にもとづく（案）の公告・縦覧が行われております。

本日は、都からの意見照会に対する市の回答に当たり、都市計画（案）を当審議会にお諮りするものでございます。

なお、上段の右側に記載のとおり、今後の手続が予定されております。次に、資料2をご覧ください。

表題部の2行目に記載のある都市再開発の方針（原案）に対する意見の概要としてご覧をいただきますが、「1 パブリックコメント」は実施されておられません。

また「2 都市計画公聴会」での意見につきましては、（4）開催日時、場所、公述人をまとめた表の下、枠外に記載してありますとおり、多摩部については、公述の申出がなかったため意見は出ておりません。

次に、資料4 青梅都市計画都市再開発の方針（案）をご覧ください。

こちらは、A4横判7枚となっており、一部両面印刷になっております。ここからは、前回の当審議会にて御審議をいただいていることを踏まえ

て、詳細は省略し、変更点のみ御説明させていただきます。

なお、ページの附番につきましては、多摩部 17 都市計画都市再開発の方針（案）として一体となっている都市計画（案）から、青梅都市計画の部分のみをご覧ください。資料 4 では、便宜的に 1 ページから 12 ページまで任意に附番をしておりますことを、ご了承願います。

また、文章の中に赤字で表記がなされているところは、前回の（原案）から加筆、修正された箇所となります。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。

左側 1 行目から「Ⅰ 基本的事項」がまとめられております。

この都市再開発の方針は、都市再開発法第 2 条の 3 にもとづき、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、『「未来の東京」戦略ビジョン』で示す方向性や『都市づくりのランドデザイン』、都市計画区域マスタープランを実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として定めるものであるとされています。

したがって、先ほどの都市計画区域マスタープランの変更と同様に、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化を踏まえて、本日の都市計画（案）が取りまとめられているものとなっております。

次に、1 ページの右側、中段やや下からは「Ⅱ 策定の考え方」が 3 ページにかけて、まとめられております。

ここまで、前回の原案からの変更箇所はありません。

次に、4 ページの左側、1 行目からは、「Ⅲ 都市計画区域に定める事項」がまとめられております。

ここで、赤字の部分は、前回の原案に対して各都市計画地域が同じ内容で加筆をされたところであります。

次に、6 ページをご覧ください。

ここには別表一 1 として、1 号市街地の計画事項がまとめられております。

表内の右側には、青梅市中央地域についてまとめられておりますが、最下段、その他特に必要な事項に該当するところには、赤字のとおり加筆されております。

ここも各都市計画地域が同じ内容で追記されたところ です。

次に7ページには、別表―2として2項地区の整備又は開発の計画の概要と、裏面に行っていただくと、8ページには、別表―3として誘導地区のおおむねの位置と整備の方向がまとめられております。また、9ページには総括図、11ページと12ページには、再開発促進地区としている「青. 1 東青梅駅周辺地区」と「青. 2 青梅駅周辺地区」の計画図がつづられております。

こちらにおいては、前回の（案）からの変更箇所はありません。
大変雑駁な説明で申し訳ありませんが、説明は以上となります。

（会 長）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問や御意見を頂戴したいと思います。

はい、委員。

（委 員）

それでは、一つだけ確認ですが、資料4の青梅駅周辺地区について、前回の議事録にもあるとおり、そのときの進捗状況では、組合施行で計画している、しかも今年度中にやるとも言っていましたけど、その目途がついたかどうかだけ、教えてください。

（都市計画課長）

議長、都市計画課長です。

（会 長）

都市計画課長、どうぞ。

（都市計画課長）

市で担当している商工観光課から聞いている内容となりますが、現在、市街地再開発事業の組合設立に向けた、東京都との事前協議の手续に進んでいると伺っています。

以上です。

(会 長)

他はいかがですか。

委員、どうぞ。

(委 員)

今、気が付いたのですが、資料4の12ページ目に地図が出ていますが、この区域で合っていますか。もう少し上まで入っていたと私は理解していたのですが、地図上のところで間違いないですか。

この三角印のところまで前は入っていなかった。

(会 長)

いかがですか。

都市計画課長。

(都市計画課長)

委員のおっしゃられた資料4、12ページ目の計画図であります。こちらにつきましては、再開発事業の計画図がベースとなっております。

地区計画については、駅の側に向かってもう少し伸びた形で、決定をいただいているところであります。

以上です。

(会 長)

はい、委員。

(委 員)

同じ資料4の中で、4ページの左側が赤字で変更されています。書いてある文言は、このコロナ禍だとか、新しい形のところで、資料3-1の東京都の概要版1ページ目にある「誰もが集い、支え合う居場所・コミュニティが至るところに存在する」という新しく加えられた部分が、ここには記載されていないように私は思うのですが、その辺はどのように考えて作られたのでしょうか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

委員のおっしゃられた、資料3-1の概要版につきましては、都市計画区域マスタープランの概要版となっておりまして、今見ていただいている資料4は、都市再開発の方針でございます。都市計画としては違うものになります。

また、新型コロナウイルスの記載内容につきましては、東京都で様々な報告書なども作られた中で出てきている文言が使われている、と認識をしております。

以上です。

(会 長)

委員、どうぞ。

(委 員)

ということは、資料3-1の東京都の概要版を参考にして青梅市の部分を作ったわけではない、ということよろしいですか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会 長)

都市計画課長。

(都市計画課長)

委員がおっしゃられている資料3-1ですが、こちらは都市計画区域マ

スタープランの概要版でございまして、今見ていただいている資料４は都市再開発の方針になります。こちらは、都市計画の違いがありまして、東京都の概要版と言っても、この再開発の概要版ではないということでございます。

(委員)

資料３－１の赤い字のところは、新しく加えたのでしょうか。

(会長)

多分、委員がお聞きになっているのは、資料３－１と資料４の赤い字の部分が関連しているのか、していないのかということではないでしょうか。

資料の間違いではなくて、資料３－１の都市計画区域マスタープランで書かれている変更内容と、資料４の再開発方針で書かれている変更内容が連動しているのか、関連しているのか。その辺は東京都としてはどうなのでしょうかとということ、市に聞かれても分からないかもしれませんが、お答えできる範囲で、ということだと思います。

よろしいですか、それで。

(委員)

はい、そのとおりです。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

大変失礼いたしました。

今、おっしゃられた観点で見ますと、東京都からは説明を受けておりませんので、コメントができるという状況ではございません。大変申し訳ありません。

(会長)

他は。

委員、お願いします。

(委員)

私は、前回まだ都市計画審議会委員ではなかったので、議事録の読み込みが足りないのかもしれないのですが、1点質問させていただきます。

今、資料4、都市再開発方針(案)の2ページ目、左下に「③事業実施を前提として、準備組合、研究会等の組織が発足している等、地元の体制が整っていること又は整うことが見込まれている地区」と書いてありますが、具体的にこういった組織は、もう立ち上がっているのでしょうか。

(会長)

事務局、いかがですか。

(都市計画課長)

議長、都市計画課長です。

(会長)

都市計画課長、どうぞ。

(都市計画課長)

今、おっしゃられたのは、全体的なお話かと思うのですが、資料4の後ろの方に移っていただき、9ページが1号市街地全体の総括図になってございます。この中のうち、図面の左側、細かいハッチがかかっているところが「青2」の部分でございますが、それが12ページの再開発促進地区に移動してまいりまして、この中の内側に「青. 2」の地区が定められてございます。

先ほど御説明をさせていただきましたが、このハッチが濃くかかっている部分につきまして、今、組合施行での再開発事業が都市計画の決定をなされている状況でございます。

以上です。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会 長)

他はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(委 員)

<なしの声>

(会 長)

それでは、こちらにつきましては、異議ありという御発言はなかったもので、諮問事項（２）青梅都市計画都市再開発方針の変更（東京都決定）については、原案のとおり了承するというところで、異議ございませんでしょうか。

(委 員)

<異議なしの声>

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、異議なしということで、こちらの方針の変更については、原案のとおり当審議会としては了承する、ということにさせていただければと思います。

ありがとうございました。

7 その他

(会 長)

本日の審議事項は以上でございますので、議事日程7 その他に移ります。

その他につきましては、特に、こちらで用意しているものはございませんが、委員の皆さんから何か御発言はありますか。

なければ、事務局の方から何かございますか。

(都市計画課長)

1点お願いいたします。

(会 長)

はい。

(都市計画課長)

事務局から1点、御報告を申し上げます。

前回の当審議会で御決定をいただきました、青梅都市計画生産緑地地区の変更につきましては、11月1日付け青梅市告示第182号をもって告示をいたしましたので、御報告を申し上げます。

また、特定生産緑地の申請状況について御報告させていただきます。

12月15日までに、令和4年度に申出基準日を迎える農地等の土地所有者のうち、約50%の方が提出済みであります。

事務局からは以上となります。

(会 長)

ありがとうございました。

報告事項ということですので、御承知おきいただければと思います。

○ 閉 会

(会 長)

それでは、閉会に当たりまして、本日は都市整備部長より御挨拶いただきます。

(都市整備部長)

委員の皆様におかれましては、大変長時間に渡り、熱心に御審議を賜りまして誠にありがとうございました。

今後とも、青梅市の都市計画につきまして、御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

(会 長)

それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回青梅市都市計画審議会を閉会いたします。

今年は、それぞれ皆さん、大変な思いをされたのではないかと思いますけれども、来年こそ良い年になりますように祈りたいと思います。

長時間に渡りまして、本日は御協力ありがとうございました。